

二河西尾藩主松平乗完の注文作か?

のみなやま まさおき

「一つ葉葵紋」鐔

伊 藤 三 平

1. 皆山応起の「一つ葉葵紋」鐔

皆山応起の脇差用の鐔であり、銘は京都金工に多く見られるように裏に切つてある。

この鐔は『百鐔』（柴田光男編著）に所載されていて、次のように解説されている。

「銘：皆山応起（花押）一葉葵の図 赤銅地 丸形
肉彫透 両樋」

「縦：七一ミリ 横：六七ミリ 厚さ：五・五ミリ」

「珍品かつ好参考資料である。赤銅や四分一等の色金を用いた透鐔は、それが主として献上品であつたためか、在銘品は比較的少ないものである。この一枚も無銘ならば「越前記内」「武州伊藤」「赤尾吉次」等の名が浮かぶもので、とうてい応起の名を想像する人はいない。ともあれ確たる皆山応起在銘の上品な一枚で、相当上位の人からの注文に謹んで製作した作風が窺える。」

図柄は紋章であり面白みはないのだが、この評にあらうに、紋は一つ葉でも葵紋であり、それを非常に丁寧に造り込んだ鐔で、品格の高さに感動する。

品格を形成している要因の一つである赤銅の漆黒な美しさは、後藤家作品の質の良い赤銅と同じか、それ以上である。



丸耳の形状や、耳の丸味に狂いは無い。そこに一つ葉葵紋を大胆に据えて透かしているが、鐔工では無く金工らしく、きちんと丁寧に彫つており、葉脈の線の彫は緊張感に満ちている。その線に沿って区分された葉肉の肉取りは豊満かつ正確に仕上げている。実際の葉と違つて、真ん中を盛り上げており、福々しい葉になっている。吉事の礼装に使うのにふさわしいと感じる。

切羽台の橢円の形状、樋孔の形も狂いはなく、かつ樋孔周りの線を切羽台に近づくほど細くしていく配慮に感心する。

このような隅々まで行き届いた彫だから神経質な線の細さを感じるかと思うと、線の強さと肉取りの豊満さから、むしろ逞しさを感じる。同時に威厳も感じさせるのは作者の力量であり、葵紋の力であろう。

2. 皆山応起の履歴

皆山応起は（かいざん・おうき）と読むのが語呂がいいが、もちろん（みな やま・まさおき）である。「応起」の正式な表記は「應起」である。大月派の光興、川原林秀興、篠山篤興などと同様に「興」を使って「應興」銘もある。「應興」だと「皆山」に比して字画が多くなり過ぎるから「應起」に改名したのではなかろうか。

『鑿廻花』（光村利藻著：明治時代の美業家で龍獅堂と号し、刀装具を愛し

3000点以上の作品を蒐集・研究）の「皆山応起小伝」に大月光芳（光良とも称して、大月光興の父で、延享4（1747）～文化13（1816）年の門人とされていて、京都二条通油小路か、二条小川通に住んだと記述されている。『金工事典』（若山泡沫著）には大月光興門人説も記されているが、

『鑿廻花』の執筆時期は応起が生きた時代に近いこと、「刀装小道具講座5京都金工編」のなかで、若山氏が「裏之彫光興作 紋應起彫」の合作品を見た」と記しており、光興が師匠であれば「裏之彫」と言う位置づけは無いと考えるから、大月光芳門人で、光興の少し先輩と推測する。

応起には文化6（1809）年の年紀の縁頭（韓信の股ぐぐり図）がある。この年は大月光芳は63歳、光興は44歳であるから、応起は45～50歳程度ではなからうか。すなわち宝暦11（1761）年～明和2（1765）年頃の誕生で、寛政・享和・文化・文政の頃に活躍したと推測している。

3. 「一つ葉葵紋」

（1）葵紋の禁制

葵紋は京都賀茂神社の神紋であり、有縁な氏族（三河松平氏、本多氏など）が使用していた。善光寺も立葵紋だが創建に関わった本田善光の紋であり、三河の本多家と同様に賀茂神社に関係する氏族だったと考えられる。

江戸時代になると「三つ葉葵紋」は徳川将軍家の紋として、他家は使用を遠慮するようになつていった。ただし、江戸時代初期には御用商人の提灯や長持などにも三つ葉葵紋が付けられており、それほど厳しく制限されていなかった

ようである。

明確に葵紋の使用が禁じられたのは、享保8（1723）年に山名左内と言う浪人が葵紋を身につけて、正宗の刀を所持していると申して藤堂和泉守の家来小野源太兵衛より金品御服などを受け取りながら、正宗の刀を渡さず言い逃れようとして死罪となつた事件以後である。幕府は「向後一切着用仕間敷候」と厳しく葵紋の使用を禁じる法令を発布した。その後も江戸城大奥の女中らが、自分が信仰している寺に、葵紋の付いた器具（仮具）を寄進したことから、幕府は明和5（1768）年、再度法令を発布し葵の紋を使用することを厳しく禁止している。

三卿、それに松平姓の一門親藩家のみに限られ、立ち葵紋は前述した寺社関係や本多家などであつた（『家紋大事典』高澤等著等を参考）。

一つ葉葵紋は「享保鍛冶改め」で称賛された鍛冶（信国重包、一平安代、宮原正清）に許された榮誉の紋としても知られている。

（2）「一つ葉葵紋」を使用した家

『日本紋章学』（沼田頼輔著）に、「葵紋所用姓氏一覽表」があり、そこには大給松平家（松平家の庶流で乗元を初代として三河国加茂郡大給：豊田市…を領す）だけが「一つ葉葵」と記されている。『日本家紋總鑑』（千鹿野茂著）には、その大給松平家の本家の三河国西尾藩と分家の美濃岩村藩の二家の大名家の替え紋としている。

『新訂 寛政重修諸家譜 第一巻九』は大給松平家の系図と各代の履歴が所載されているが、その最後に「家紋 一葉葵 蔦」として、「家傳に、もとは丸に三葉を用ふ。家乗がとき憚りて今の紋にあらたむ。然れども猶出仕の時は一葉の葵を用ひず。乗完（同十二代）にいたり、こふ所ありて當中に出る時も、その紋を憚らずといふ」

大給松平家の本家は徳川家の関東に移封に伴い、六代家乗が三河国大給から上野国那波藩（現在の群馬県伊勢崎市周辺）1万石に封じられて以降、十一代乗祐が三河国西尾藩に落ち着くまで各地を転封している。七代

のりなが
乗寿、八代乗久の上野国館林藩時代（1644～1661）の遺物として、館林市にある大道寺の本堂の雨樋に、大給松平家の一つ葉葵紋が残っているとのことである。



←本堂右雨樋の部分に立派な紋章が。
他の場所でも同じ紋が確認できるという。
坪井住職から調査を頼まれた。(2018年12月)

<館林市の大道寺の雨樋>（「館林城の再建をめざす会」HP 所載、引用許可済み）

一つ葉葵紋を遠慮なく使い出した十二代乗完は、三河西尾藩二代藩主で、明和6（1769）年に家督を相続し、寺社奉行、京都所司代（天明7年～寛政元年（1787～1789））を勤め、その後は老中となり、老中首座の松平定信が寛政の改革を進める時に補佐している。老中・在職中の寛政5（1793）年に42歳で逝去する。乗完は和歌・俳諧・絵画・書を嗜むなど多芸な人物として伝わる。

次代の十三代乗寛も父と同様の職歴を経る。京都所司代を文政元年～文政4年（1818～1822）まで勤め、以降老中に就任し、在職中の天保10年（1839）に63歳で死去している。

毎年発刊される『武鑑』には松平乗完と乗寛の老中、京都所司代時代には、もう一つの家紋である薦紋が描かれている。なお乗寛は文政8年（1825）より鬼薦紋になつていて、理由は不明である。

4. この作品は松平乗完が京都所司代在任時に発注したものか？

次の理由から、この作品は三河西尾藩主松平乗完が、京都所司代時代（天明7（1787）～寛政元（1789）年）に皆山応起に発注した作品ではないかと推測している。

- ① 皆山応起が活躍した時代は、所定の家以外に葵紋の使用が厳しく禁じられた時代である。
- ② 「一つ葉葵」紋は、大給松平家の三河西尾藩松平家の替え紋である。
- ③ この家も「一つ葉葵」を憚つて、使用を控えていたが、乗完の時に「當中に出る時も、その紋を憚らず」と特記されるように、日常にも使用し始めている。
- ④ 松平乗完は京都所司代、老中も勤めた有能な人物であり、和歌・俳諧・絵画・書を嗜むなど多芸な人物として伝わる。現代でも刀装具の愛好家は他の美術品にも造詣のある人が多い。
- ⑤ 後に老中時代に一緒に寛政の改革を行う松平定信も僕約を勵行するが、手柄山正繁を抱え工とするなど武具は僕約の対象外である。

(6)

この時代、三河西尾藩は藩財政が逼迫していたが、これはどの藩でも同様であり、京都所司代などの役職に就けば役料は出ており、金工への発注が難しいとは考えられない。

(7) 時代は下るが、京都所司代より格下の京都東町奉行の本多紀意（藤原紀意）が、天保11（1840）年に後藤一乗に小柄（五爪の龍の高彫）を発注したことが銘記されている作品が現存している。銘文は「昇平天保十一歳次庚子孟春応後藤光代入道 法橋一乘（花押） 藤原紀意公命作」（注：昇平・世の中が平和でよく治まっている。次・歳の数の接尾語、庚子孟春：かのえねの歳の初春）。

乗完の京都所司代時代の寛政元（1789）年は、前述した応起の推定年齢（文化6（1809）年45～50歳程度）に当てはめると、25～30歳くらいとなる。當時のことであり13～15歳くらいに入門しており、若過ぎることも無いと私は思うのだが、次代の乗完の京都所司代時代の注文とも考えられる。こう考えると文政4（1821）年頃であり、応起は57～62歳頃となる。

もちろん、松平乗完、乗寛の京都所司代の注文と時期を限定する必要もなく、退任してから注文の可能性もあるし、また注文銘まで切っていないから、藩主直々ではなく、周囲が注文して献上した可能性もある。いずれにしても大給松平家に納められたことは確かと考える。



<小柄：後藤一乗の京都東町奉行からの注文作>（御所蔵者提供の写真）